

新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 26日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第11号

新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市情報公開条例施行規則（昭和62年新潟市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「情報公開請求書（別記様式第1号）」を「次に掲げる事項を記載した書面」に改め、同条に次の4号を加える。

- (1) 公開請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称及び事務所又は事業所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 公開請求に係る行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 公開の実施方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条及び第4条を削り、第5条中「場合において」の次に「、」を加え、「事案移送通知書（別記様式第7号）により」を削り、同条を第3条とする。

第6条を削り、第7条を第4条とし、第8条から第13条までを3条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号から別記様式第10号までを削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。